

令和5年第3回宮崎市議会（6月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	7件
報告	11件
合計	18件

2 内訳

(1) 議案（7件）

- ①令和5年度補正予算案（1件） ⇒ 議案第104号
- ②工事請負契約の締結（1件） ⇒ 議案第105号
- ③議決事項の一部変更（2件） ⇒ 議案第106号・第107号
- ④財産の取得（1件） ⇒ 議案第108号
- ⑤条例案（2件） ⇒ 議案第109号・第110号

(2) 報告（11件）

- ①令和4年度繰越計算書（6件） ⇒ 報告第13号～第18号
- ②経営状況の報告（1件） ⇒ 報告第19号
- ③専決処分の報告（4件） ⇒ 報告第20号～第23号
 - ・ 議決事項の一部変更（2件）
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（2件）

3 議案の概要

議案第104号 令和5年度宮崎市一般会計補正予算（第2号）案

【財政課（予算担当課）】

別添「令和5年度6月補正予算案概要」のとおり

議案第105号 工事請負契約の締結について

【契約課（道路維持課）】

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

高松橋改修工事（3工区但し支承交換工）

◇工事概要

- 1 工事内容 橋脚2箇所（P5及びP6）の支承交換工 計6基
- 2 工事場所 宮崎市大塚町
- 3 完成期限 令和6年3月29日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

284,900,000円

◇契約の相手方

オリエンタル白石・大和開発特定建設工事共同企業体

議案第106号 「特定事業契約の締結について（宮崎市公設浄化槽整備推進事業）」の
議決事項の一部変更について 【環境施設課】

◇提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

- 3 契約の金額 「2,376,000,000円」を
「2,513,276,000円」に変更する。（137,276,000円の増額）

◇変更理由

人件費及び資機材等の高騰を受け、契約総額を含めて変更契約を行う必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：特定事業契約の締結（平成29年3月定例会 議案第38号）

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 契約の目的 | 宮崎市公設浄化槽整備推進事業 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 | 契約の金額 | 2,376,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | PFI浄化槽宮崎株式会社 |

議案第107号 「特定事業契約の締結について（宮崎市営住宅新町・追手団地PFI方式建替事業）」の議決事項の一部変更について 【建築住宅課】

◇提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

- 3 契約の金額 「1,213,125,719円」を
「1,219,218,456円」に変更する。（6,092,737円の増額）

◇変更理由

国・県におけるインフレスライド条項適用の取扱いに準じ、宮崎市営住宅新町・追手団地PFI方式建替事業事業契約書第50条第5項（インフレスライド条項）の規定に基づき増額変更する必要があるため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：特定事業契約の締結（令和3年9月定例会 議案第159号）

- 1 契約の目的 宮崎市営住宅新町・追手団地PFI方式建替事業
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約の金額 1,209,670,000円
- 4 契約の相手方 戸高グループ

議決事項一部変更：1回目（令和4年6月定例会 議案第74号）

- 3 契約の金額 「1,209,670,000円」を
「1,209,715,719円」に変更する。（45,719円の増額）

議決事項一部変更：2回目（令和4年12月定例会 議案第124号）

- 3 契約の金額 「1,209,715,719円」を
「1,213,125,719円」に変更する。（3,410,000円の増額）

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産

高規格救急自動車2台（北消防署及び南消防署中部出張所）

◇主な仕様

- 1 乗車定員 7名
- 2 エンジン ガソリンエンジン
- 3 駆動方式 4輪駆動

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

40,048,800円

◇契約の相手方

宮崎日産自動車株式会社

議案第109号・議案第110号 条例案（2件）

議案第109号 宮崎市税条例の一部改正について

【納税管理課】

◇提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 森林環境税の賦課徴収の方法（第39条）

森林環境税（※）を個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収する。

※ 令和6年度から個人に対して課される国税（1人年額1,000円）。

2 特定小型原動機付自転車に係る税率（第83条）

道路交通法の一部を改正する法律により、現行の原動機付自転車の区分中に新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たすキックボード等）に係る税率を2,000円とする。

3 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置の割合（附則第10条の2）

一定の要件を満たすマンションに対して、長寿命化に資する大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を減額する措置について、条例で定める割合を3分の1とする。

◇施行期日

公布の日（一部については、令和6年1月1日、令和7年1月1日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

1 急速充電設備の定義の見直し（第13条の2）

- ・ 急速充電設備について、全出力の上限を撤廃し、コネクタを用いて充電するものであることを明記する。
- ・ 急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体及び充電ポストで構成されるものを、新たに分離型の急速充電設備として規定する。

2 標識と併せて設ける図記号（第25条）

「禁煙」等と表示した標識と併せて設ける図記号を、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとする。

◇施行期日

公布の日（一部については、令和5年10月1日。経過措置の規定あり。）

4 報告の概要

報告第13号 令和4年度宮崎市継続費繰越計算書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第145条第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	事業名 (対象年度)	継続費 の総額	令和4年度 継続費 予算現額	支出済額 及び 支出見込額	翌年度 繰越額
一般会計	エコクリーンプラ ザみやざき基幹的 設備改良事業 (R3～R6)	8,411,436,000	1,664,276,000	1,585,216,300	79,059,700
	那珂小学校屋内運 動場改築事業 (R4～R5)	551,700,000	119,532,000	92,024,000	27,508,000
合計		8,963,136,000	1,783,808,000	1,677,240,300	106,567,700

◇概要

地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	主な事業名	繰越明許予算額 (事業数)	翌年度繰越額 (事業数)
一般会計	保育所等整備交付金事業（老朽化） 強い農業づくり交付金事業 街路整備事業 外67件	5,946,131,000 (70事業)	4,740,674,074 (59事業)
公営住宅建設資金 特別会計	公営住宅ストック総合改善事業	13,200,000 (1事業)	13,200,000 (1事業)
宅地造成事業 特別会計	東部第二土地区画整理事業	254,000,000 (1事業)	177,085,165 (1事業)
合計		6,213,331,000 (72事業)	4,930,959,239 (61事業)

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款／項	事業名 (対象年度)	継続費 の総額	令和4年度 継続費 予算現額	支払義務 発生（見込）額	翌年度 繰越額
1 水道事業資本的 支出 1 建設改良費	下北方浄水場脱 水処理施設整備 事業 (R元～R6)	1,895,140,000	454,870,400	194,528,200	260,342,200

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款／項	事業名 (対象年度)	継続費 の総額	令和4年度 継続費 予算現額	支払義務 発生(見込)額	翌年度 繰越額
1 下水道 事業資本 的支出 1 建設改 良費	川原地区浸水対 策事業 (R4～R7)	2,125,400,000	130,000,000	53,000,000	77,000,000
	柳丸中継ポンプ 場沈砂設備外改 築事業 (R3～R4)	177,800,000	100,700,000	15,000,000	85,700,000
合計		2,303,200,000	230,700,000	68,000,000	162,700,000

(注) 柳丸中継ポンプ場沈砂設備外改築事業は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しであるため、「翌年度繰越額」とあるのは「翌年度繰越額」と読み替える。

◇概要

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越し及び同条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越しについて、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 水道事業資本的支出 1 建設改良費	富吉浄水場浄水池外更新実施設計業務委託外1件	72,614,652	5,530,000	67,084,652

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 水道事業費用 1 営業費用	富吉浄水場取水流量計変換器修繕(緊急修繕)	3,630,000	0	3,630,000

◇概要

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越し及び同条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越しについて、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業資本的支出 1 建設改良費	下水道管路施設耐震化工事（4－7工区）外66件	2,640,890,895	261,624,400	2,379,266,495

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額

(単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業費用 1 営業費用	宮崎処理場合流No.2汚水ポンプ外一部改築工事外10件	87,180,249	1,590,000	85,590,249

◇概要

宮崎市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの。

◇報告書類

- 1 令和4年度宮崎市土地開発公社事業報告書及び決算書
- 2 令和5年度宮崎市土地開発公社事業計画書及び予算書

報告第20号から報告第23号まで 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第20号 専決処分の報告について

【契約課（市街地整備課）】

◇概要

令和4年9月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 3 契約の金額 「220,000,000円」を
「225,618,352円」に変更する。（5,618,352円の増額）

◇変更理由

当初、橋脚施工に伴う仮締切工については、ボーリング調査結果に基づいて、振動と高圧水により鋼矢板を打ち込む機械を選定していた。

しかし、施工を行ったところ、地盤内に硬い層が存在したことから、硬質な地盤に対応できるドリルを装着した油圧圧入機への変更が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和4年9月定例会 議案第101号）

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 工事名 | 新町停車場線（新町橋）新橋設置工事（下部工1工区） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 220,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 川上・サトウ・原田特定建設工事共同企業体 |

◇概要

令和4年9月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 3 契約の金額 「414,480,000円」を
「416,097,638円」に変更する。（1,617,638円の増額）

◇変更理由

・鋼矢板の打ち込みにおける機械の変更に伴う増額について

当初、橋脚施工に伴う仮締切工については、ボーリング調査結果に基づいて、振動と高圧水により鋼矢板を打ち込む機械を選定していた。

しかし、施工を行ったところ、地盤内に硬い層が存在したことから、硬質な地盤に対応できるドリルを装着した油圧圧入機への変更が生じたため。

・仮設盛土工と土砂運搬数量の削減に伴う減額について

当初、河川の中に施工する仮設盛土の数量については、設計時の測量結果に基づいて算出していた。

しかし、着工前測量を行った結果、河川内に土砂が堆積していたことから、仮設盛土と土砂運搬の数量を削減する必要が生じたため。

・河川護岸工の一部削減に伴う減額について

当初、橋台築造に伴う護岸工については、本工事で施工する計画としていた。

しかし、上部工（別工事）において橋桁を架設する際に、川裏側の護岸に隣接する箇所を施工ヤードとして使用する必要が生じたことから、護岸工を一部削減したため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和4年9月定例会 議案第102号）

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 工事名 | 新町停車場線（新町橋）新橋設置工事（下部工2工区） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 414,480,000円 |
| 4 契約の相手方 | 志多・旭洋・新和特定建設工事共同企業体 |

(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（職務行為による事故等）

報告第22号・報告第23号 専決処分の報告について

【報告第22号】	【保育幼稚園課】
《事実の概要》	相手方から公益通報を受けた市の職員が、誤って通報者の特定につながり得る情報を事業者に開示したため、相手方に当該事業者からの不利益な取扱いに対する不安感による精神的苦痛に係る損害が生じた。
《損害賠償額》	損害に係る賠償 80,000円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第23号】	【スポーツランド推進課】
《事故の概要》	市の指定管理者の職員が作業中に草刈機で跳ねた小石が、駐車中の相手方の軽自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和5年4月13日
《事故の場所》	宮崎市大字跡江4461番地1 宮崎市生目の杜運動公園西駐車場内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 38,104円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%